

鯖江市分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

鯖江市には眼鏡・繊維・漆器に代表されるものづくり産業や IT 産業、市民協働のまちづくり、豊かな自然、歴史、伝統、文化など、世界に誇れる宝が集積している。これらの地域資源を有効に活用し、国および福井県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携を勘案しながら、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 年度よりスタートさせた。

この総合戦略を環境面から実現させる計画として、平成 12 年度に策定された環境基本計画の改定を令和 3 年度に行い、本市の目指すべき環境像を「人と生きものが仲よくくらするまち」とし、「自然環境」「生活環境」「資源循環」「地球環境」「市民協働」「環境学習」の 6 つの視点から環境の範囲を捉え、市民・市民団体・事業者・行政等が連携と協働により環境保全施策に取り組むものである。

また、目指すべき環境像の実現に向けた環境保全の考え方(基本理念)について、「共生」「循環」「連携」「育成」とし、特に、「循環型の地域社会システムの構築」は極めて重要であり、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物の発生および排出を抑制し、資源を再利用することが必要である。

そのためには、市民・市民団体・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、廃棄物の減量化および資源化を実践することが重要である。

本市のごみ分別収集においては、平成 4 年度から「5 大区分 12 分別収集方式」を導入し、平成 9 年度から「5 大区分 15 分別収集方式」に、さらに平成 13 年度からは特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い「6 大区分 16 分別収集方式」に、そして平成 15 年度からは「その他プラスチック製容器包装」「蛍光灯」の分別を加え「6 大区分 18 分別収集方式」に変更し、平成 25 年 8 月からは「使用済小型家電」のボックス回収実施により「7 大区分 19 分別収集方式」になり、平成 28 年度から「容器包装以外のプラスチック類」の分別を加え「7 大区分 20 分別収集方式」に変更して、市民の協力のもと、ごみの減量化および資源化に対して大きな成果を上げているところである。

しかしながら、近年の収集量の推移を見ると、資源物を含めた市民一人当たりのごみの排出量は依然として多い状況である。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、および地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民参加によるごみの減量化、資源化および生活環境の保全
- (2) 廃棄物の適正処理による資源循環型社会の構築
- (3) 容器包装廃棄物の3R促進
- (4) 市民、市民団体、事業者および行政の相互協力による環境保全型地域社会の実現

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次のものを対象品目とする。

- ① スチール製容器 ② アルミ製容器
- ③ 無色透明ガラス製容器 ④ 茶色ガラス製容器 ⑤ 青緑黒色ガラス製容器
- ⑥ 生きびん ⑦ 紙パック ⑧ 段ボール類 ⑨ その他の紙製容器包装
- ⑩ ペットボトル ⑪ その他のプラスチック製容器包装（有色トレイ含む。）
- ⑫ 白色発泡スチロール製トレイ

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年度（令和）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,486 t	2,479 t	2,472 t	2,464 t	2,457 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

(1) 鯖江市ごみ問題懇話会

市民代表、事業所代表、学校教育代表、学識経験者で組織し、次に掲げる事項について審議する。

- ① 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ② 減量化および資源化の方策に関すること。
- ③ 一般廃棄物の適正な処理に関すること。
- ④ 地域の清潔の保持の推進に関すること。

(2) リサイクル推進員

ごみの分別排出の徹底を図るため、住民との協力体制を強化し、住民自らの輪番制で構成するリサイクル推進員による分別指導を住民自らが継続的に行う。

(3) 市民啓発活動の充実

① 出前講座（住民説明会）の実施

地区または町内会単位で出前講座を開催し、ごみ処理に要する経費や資源物等

に関する情報を提供することで、ごみに対する関心を高めてもらう。また、3Rの意義および効果について説明し、正しいごみの分別排出からごみ減量化・資源化に取り組むことで循環型社会の構築を目指す。

② 広報紙による情報の提供

市の広報紙「広報さばえ」や鯖江市環境教育支援センターの広報紙「エコネット通信」で、ごみの減量化、資源化に関する情報を提供する。

③ 啓発チラシの配布等

分別方法に変更がある場合、年度当初に、「家庭ごみの分け方出し方」についてのポスターを全世帯に配布するほか、市のインターネットホームページでごみの分別および適正処理の方法等について啓発する。

④ 「環境フェア」での啓発

環境の保全、ごみの分別収集、循環型社会の推進に主眼をおいて、毎年実施している「環境フェア」を継続して開催し、容器包装廃棄物等の適正処理を啓発する。

(4) 環境教育事業の推進

平成17年4月にオープンした鯖江市環境教育支援センターを活用して、環境に関する様々な講座や体験学習を開催するとともに、学校や地域、事業所における環境教育・環境学習の支援を行う。

また、市民・事業者・行政が協働して、地球温暖化防止に取り組むための環境情報の収集や、市民意識高揚の啓発を行う。

(5) 事業者への指導

① 計画書の提出

「鯖江市廃棄物の減量化、資源化および適正処理等に関する条例」に規定する「大規模事業者から発生する廃棄物の減量化・資源化に関する計画書」を提出してもらい、廃棄物の減量化・資源化を指導する。

② 再生品の利用促進および過剰包装の抑制

事業者は物の製造・加工・販売等に際して、再生資源および再生品を利用することなどにより資源化に努めるよう指導する。また、再使用可能な容器・包装材等を使用し、適正な包装を行うことにより減量化・資源化に努めるよう指導する。

③ 販売包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、買い物袋（マイバッグ）持参の普及啓発、事業者との協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類および当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類、分別の区分および排出の基準は、下表のとおりとする。

分別の区分	容器包装廃棄物の種類	排出の基準
缶 類	アルミ製容器	汚れを洗い流す。
	スチール製容器	
び ん 類	無色透明ガラス製容器	汚れを洗い流し、王冠・キャップを取外し、4種類に分別する。
	茶色ガラス製容器	
	青緑黒色ガラス製容器	
	生きびん	
紙 類	紙パック	中を水洗いし、展開、乾かしてから紙ひもで束ねる。
	段ボール類	紙ひもで十文字にしぼる。
	その他の紙製容器包装	紙袋などに入れ、散らばらないようにする。
プラスチック類	ペットボトル	中身を全部出し軽く水洗いし、ラベル・キャップを取外す。
	白色発泡スチロール製トレイ	汚れを洗い流し、乾燥させる。
	その他のプラスチック製容器包装 (有色トレイ含む。)	汚れを洗い流す。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	102	t	101	t	101	t	101	t	100	t
主としてアルミ製の容器	44	t	43	t	43	t	43	t	43	t
無色のガラス製容器	(合計) 116 t		(合計) 116 t		(合計) 116 t		(合計) 115 t		(合計) 115 t	
	(引渡) t	(独自) 116 t	(引渡) t	(独自) 116 t	(引渡) t	(独自) 116 t	(引渡) t	(独自) 115 t	(引渡) t	(独自) 115 t
茶色のガラス製容器	(合計) 121 t		(合計) 120 t		(合計) 120 t		(合計) 119 t		(合計) 119 t	
	(引渡) t	(独自) 121 t	(引渡) t	(独自) 120 t	(引渡) t	(独自) 120 t	(引渡) t	(独自) 119 t	(引渡) t	(独自) 119 t
その他のガラス製容器	(合計) 77 t		(合計) 77 t		(合計) 77 t		(合計) 76 t		(合計) 76 t	
	(引渡) t	(独自) 77 t	(引渡) t	(独自) 77 t	(引渡) t	(独自) 77 t	(引渡) t	(独自) 76 t	(引渡) t	(独自) 76 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3	t	3	t	3	t	3	t	2	t
主として段ボール製の容器	303	t	303	t	302	t	301	t	300	t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 78 t		(合計) 77 t		(合計) 77 t		(合計) 77 t		(合計) 77 t	
	(引渡) t	(独自) 78 t	(引渡) t	(独自) 77 t						

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	131 t		130 t		130 t		130 t		129 t	
	(引渡)	(独自処理)								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	334 t		333 t		332 t		331 t		330 t	
	(引渡)	(独自処理)								
(うち白色トレイ)	(合計)									
	9 t		9 t		9 t		9 t		9 t	
	(引渡)	(独自処理)								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量および法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率} \text{ (- ごみ減量推進値)}$$

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
69,225 人 (対前年度比) 99.91%	69,161 人 (対前年度比) 99.91%	69,097 人 (対前年度比) 99.91%	69,034 人 (対前年度比) 99.91%	68,970 人 (対前年度比) 99.91%

※ 本市は、ごみの発生抑制や物の再使用を推進することで、ごみ減量化を目指す観点から、各年度における見込み量は人口変動率に比例しない。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本市では、法に規定する品目に関する収集体制は平成4年度から確立しているため、新たな分別収集については現行の収集体制を活用して行う。また、量販店等での拠点回収については、回収品目の増加を促すなどその拡充を図る。なお、分別収集実施主体等については下記に示す。

種類	分別区分	収集・運搬	選別・保管	処理・処分
缶類	スチール製缶	鯖江市	鯖江市	再生業者が輸送
	アルミ製缶			
びん類	無色透明ガラス製容器	鯖江市	鯖江広域衛生施設組合	再生業者が輸送
	茶色ガラス製容器			
	青緑黒色ガラス製容器			

	生きびん			
紙 類	紙パック	民間	民間	再生業者が輸送
	段ボール類			
	その他の紙製容器包装			
プラスチック類	ペットボトル	鯖江市	鯖江市	指定法人ルート
	白色発泡スチロール製トレイ			
	その他のプラスチック製容器包装 (有色トレイ含む。)			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

回収した資源物のうち、びん類は鯖江クリーンセンター資源物施設で保管し、リサイクルルートに乗せている。また、缶類、ペットボトル・トレイ・その他のプラスチック製容器包装は回収委託業者所有の保管施設で保管し、リサイクルルートに乗せている。

分別収集の用に供する施設計画

種 類	分 別 区 分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
缶 類	スチール製容器	プラスチック コンテナ	パッカー車	民間ストックヤード
	アルミ製容器			
び ん 類	無色透明ガラス製容器	プラスチック コンテナ	平ボディ車	鯖江広域衛生施設 組合（資源物施設）
	茶色ガラス製容器			
	青緑黒色ガラス製容器			
	生きびん			
紙 類	紙パック	紙ひもで縛る	平ボディ車	民間ストックヤード
	段ボール類			
	その他の紙製容器包装			
プラスチック類	ペットボトル	専用回収袋	平ボディ車	民間ストックヤード
	白色発泡スチロール製トレイ			
	その他のプラスチック製容器包装 (有色トレイ含む。)			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画に定めるもののほか、「鯖江市廃棄物の減量化、資源化および適正処理等に関する条例」に規定する廃棄物の発生抑制・再利用の促進および廃棄物の適正処理に関する他の施策との整合を図り、資源が循環して利用されるまちづくりを目指していく。